

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」 について

1. 趣旨

トラック運送業においては、総労働時間が長く、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があるため、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ることを目的とする。

2. メンバー

学識経験者	徳島文理大学 総合政策学部 教授
経済団体	徳島商工会議所 専務理事
荷主	株式会社DNP四国 総務部長 株式会社キョーエイ 人事部長
運送事業者	NX徳通株式会社 代表取締役 誠徳運輸株式会社 代表取締役
運送事業者団体	一般社団法人徳島県トラック協会 専務理事
労働団体	全日本運輸産業労働組合連合会 徳島県協議会議長 全日本交通運輸産業労働組合総連合 徳島県支部執行委員長
行政機関	徳島労働局長 四国運輸局長

3. 開催実績

- 第1回（平成27年7月29日）
- 第2回（平成27年12月2日）
- 第3回（平成28年3月9日）
- 第4回（平成28年6月22日）
- 第5回（平成28年12月7日）
- 第6回（平成29年3月14日）
- 第7回（平成29年6月21日）
- 第8回（平成30年3月22日）
- 第9回（平成31年3月18日）
- 第10回（令和元年5月24日）
- 第11回（令和元年10月23日）



ワンウェイパレットの使用による拘束時間短縮検討 徳島県

1. 実施者の概要

- 発荷主
徳島県の農業協同組合。京阪神の市場を中心に農産品を出荷している。一部関東の市場向けにも出荷しており、本件の対象となる輸送は徳島発神奈川行きの輸送である。
- 元請運送事業者
兵庫県に本社を置く運送事業者。徳島県にも営業所を設置し自社トラックにて、本件農産物を着荷主に納品している。
- 着荷主
神奈川県に本社を置く大手青果物卸売り事業者

2. 事業概要

これまでの取組

- ・集荷センターの新築により、出荷作業スペースを拡張し荷揃え時間の短縮を実現(元請運送事業者集荷センター作業員の作業時間削減)
- ・車両の駐車スペース(荷積みが行えるスペース)拡張により積込み作業時間、待ち時間の短縮を実現(ドライバーの拘束時間削減)

今回の取組

・ワンウェイパレット使用の検討

荷揃えの際には発荷主構内用のパレットから着荷主納品用のパレットに手作業で積み替える必要がある。トラックが集荷センター到着時には、通常荷揃えが完了しているが、そうで無い場合もあり、その対策として、安価であり返送の必要が無いワンウェイパレットの使用を検討した。

・モーダルシフトの検討

発着ともに荷主施設での待ち時間は少なく、ドライバーの拘束時間をほとんどを運転時間が占めている。そこで、鉄道、船舶でのモーダルシフトを検討した。



旧集荷センター



新集荷センター



ワンウェイパレット

3. 課題

- ① 農産物サイズ、階級が多く仕分作業が煩雑で、かつ、集荷センター内作業では構内用パレットが使用され、基本的にはトラック到着前にその作業は完了しておりドライバーの拘束時間に影響しないが、一方でトラック積載時にパレットの積替えを実施していることがある。
- ② 長距離輸送のため運転時間長く、根本的に拘束時間削減が実現しにくい

4. 事業内容

- ① トラック到着後にパレットの積替え作業を行わないようにワンウェイパレットの使用を検討いただいた。ワンウェイパレットの使用は今回が初の検討となるため、実運送で使えるかどうかを検証した。
- ② ドライバーの運転時間削減をめざしモーダルシフトを検討した。

5. 結果

- ① ワンウェイパレットは現行納品用パレットとサイズが異なるため、パレットへの積載方法とトラックへの積載方法について具体的に検討いただいた。
- ② 本件の着荷主への輸送については、他の荷主との積み合わせ等の課題が多くワンウェイパレットの使用は見送られたが、他の輸送において試験的に使用することとなった。
- ③ 鉄道や船舶へのモーダルシフトの検討により、リードタイムやコスト面での課題を明確化し検討会メンバーで共有した。

6. 荷主企業のメリット

- ① モーダルシフト実施の検討のきっかけとなった。

7. 結果に結びついたポイント

- ① 発荷主は施設も改善を実施するなど、ドライバーの拘束時間削減に対する意識が高いこと。
- ② 発荷主・運送事業者の協力のもと、ワンウェイパレットの使用検討が実施できたこと。
- ③ 着荷主もドライバーの拘束時間削減に意欲的であり、パイロット事業に対して協力的であったこと。

着地での待ち時間削減のための取り組み検討 徳島県

1. 実施者の概要

- 荷主企業：発荷主Q社（製造業）、着荷主Q-d社（元請運送事業者Q-a社の物流拠点）
東京に本社を置く製造メーカー。徳島県内に工場を有する。本事業の対象は徳島工場から大阪の物流拠点への輸送。
- 運送事業者
元請運送事業者Q-a社
発荷主Q社の物流子会社であり、発荷主Q社の徳島工場における物流の統括や、当該工場で車両への積込み業務も担当。
実運送事業者Q-b社 元請運送事業者Q-a社の子会社
実運送事業者Q-c社 徳島県内に本社を置く地場の運送事業者
- 荷種
紙製品

2. 事業概要

- 改善基準告示の規定範囲内での運行を実現するためのこれまでの取組
 - ・ 発荷主Q社、元請運送事業者Q-a社、実運送事業者Q-b社はグループ企業であり、
発荷主Q社と元請運送事業者Q-a社が実運送事業者（Q-b社はもとよりQ-c社についても）の立場を十分に理解し各企業と協力関係を構築
 - ・ 積込み作業時間を車両の運行状況に合わせて変更できる体制をとっている
 - ・ 納入先からの無理な要求（時間指定等）がないように発荷主へ働きかけを行い着荷主に理解を求めている（本事業の着荷主Q-d社以外の着荷主に対して実施）
 - 拘束時間削減の検討
現状の運行は改善基準告示規定の範囲内であるが、着荷主側での待ち時間が長い一面もある
- 原因：着地での荷卸しが受付順であり、待機場所が限られるため、ドライバーは早めに到着したいと考えている。
- 実施内容：出発時刻を遅らせた場合の運行のシミュレーションを実施
- 検討結果：出発時刻を遅らせることで、渋滞による運転時間増加、帰り荷の集荷待ち時間の増加など、拘束時間を長時間化させる別の要因が発生し、拘束時間短縮効果なし

3. 課題

- ① これまでの取り組みにより改善基準告示の規定の範囲内での運行を実施している
- ② さらなる拘束時間短縮の観点から、着地での待ち時間短縮を検討
- ③ 着地倉庫での荷卸しが受付順であり、待機場所が限られるため、ドライバーは着地倉庫の始業2～4時間前に到着し順番待ちのための待機をしている。

4. 事業内容

- ① これまでに元請運送事業者アを中心に拘束時間短縮の取り組みを実施しているため、その内容について聞き取り調査を実施。またその取り組みの効果について実運送事業者にも聞き取り調査を実施。
- ② 着倉庫での待ち時間短縮のための方策を検討。設備投資などの必要性も挙げられたが、本事業での実施可能な検討として出発時刻を遅らせることで、着地での待ち時間を削減するシミュレーションを実施。

5. 結果

- ① 従来は、往路(徳島～大阪)が深夜～早朝時間帯での走行であったが、出発時刻を遅らせることで、走行が通勤時間と重なるため、渋滞によって運転時間増加する。また、それにより着地倉庫の出発時刻が後ろ倒しになり、帰り荷の集荷待ち時間の増加も懸念された。これらの時間増加により出発時刻の変更分が相殺されると想定された。
- ② 出発時間の変更によって拘束時間短縮効果は得られないと想定される

6. 結果に結びついたポイント

- ① これまでの取組については、発荷主、元請運送事業者の努力による実運送事業者との友好的な関係構築が大きな要因である
- ② 往路のみ(荷卸し待ち時間)に注目するだけでなく、帰路(帰り荷の集荷等)の状況も考慮する必要がある、一見往路だけでは非効率と考えられる運行でも、1日の運行全体を見ると効率的になっているということが起こりうるという好例が本件で示された。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善徳島県地方協議会」設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善徳島県地方協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 徳島県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 徳島県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条(協議会及び活動事項)に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、厚生労働省徳島労働局、国土交通省四国運輸局徳島運輸支局及び一般社団法人徳島県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この要綱は、平成27年7月29日から施行する。